

# 観光案内看板等整備事業費補助金

観光需要の回復を見据え、当市を訪れる観光客の受入環境の整備を図るため、観光案内を目的とする看板等の整備に必要な経費に対し、補助金を交付します。

## 1. 対象となる方

- (1) 観光物産施設、飲食施設、レジャー施設で事業を営んでいる者
- (2) 市内に所在するホテル、旅館等で旅館業を営んでいる者
- (3) 鉄道事業、レンタカー事業、バス事業、タクシー事業を営んでいる者
- (4) その他市長が適当と認める者

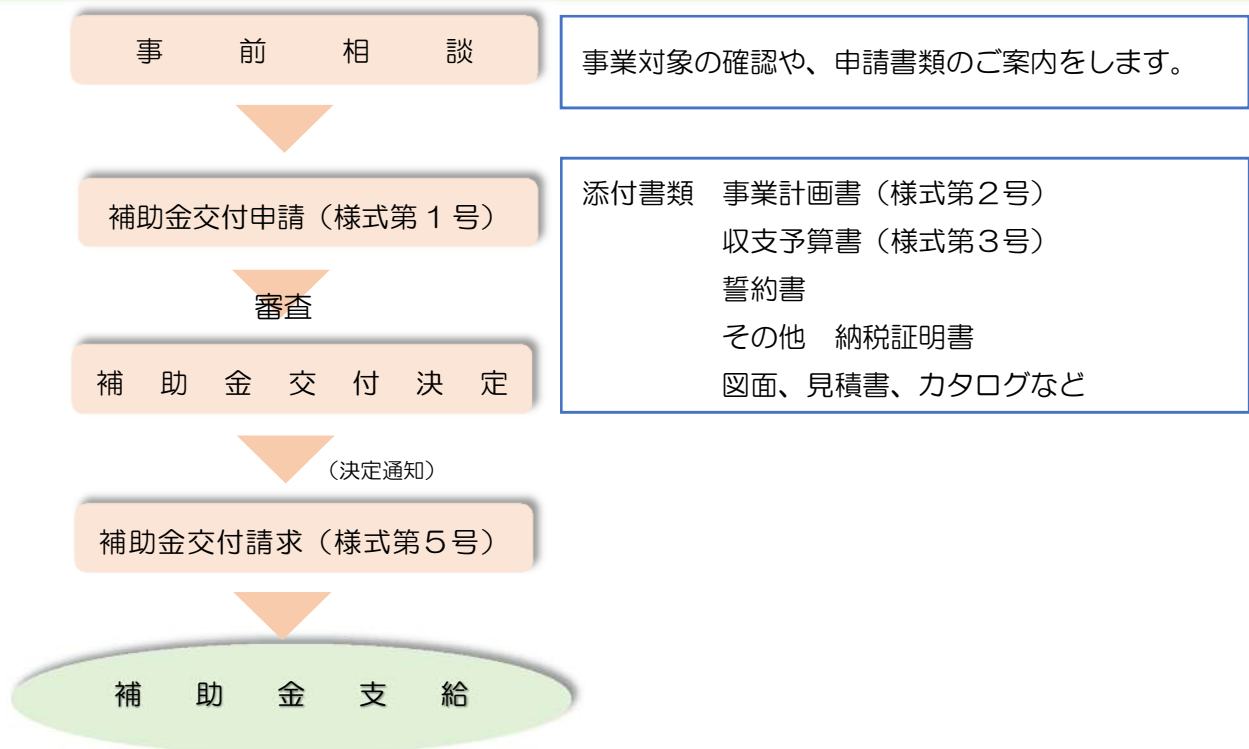
## 2. 対象経費

観光案内看板等を新たに設置、改修、修繕するために必要な経費

## 3. 対象経費

対象経費の3分の2以内の額（看板等1基当たり300,000円限度 1,000円未満切り捨て）

## 4. 補助までの流れ



## 5. その他

- ・看板整備は、「一関市観光案内サイン整備ガイドライン（令和3年12月発行）」に沿ったものとします。
- ・ガイドラインは、市のホームページ、本庁観光物産課または各支所産業建設課で閲覧することができます。

## 6. 問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号 商工労働部観光物産課

電話：(0191)21-8413 (ダイヤル) FAX：(0191)31-3037 メール：kanko@city.ichinoseki.iwate.jp